



那覇市・こどもの権利を考えるシンポジウム2025

# 「子どもの権利」と「子どもの権利条例」

～ “子どもの声” に耳を傾ける意味と意義 ～



林 大介 E-mail [dhayashi1976@gmail.com](mailto:dhayashi1976@gmail.com) <http://www.hayadai.net>

- ・東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 准教授
- ・都立大学／浦和大学 非常勤講師
- ・子どもの権利条約ネットワーク事務局長
- ・模擬選挙推進ネットワーク 事務局長
- ・中野区子どもの権利委員会 委員
- ・世田谷区子ども若者子育て協議会 委員 等

## 林 大介

- ・1976年3月生まれ、O型、3児(小3、大1、大3)、東京都町田市在住
- ・法政大学大学院 社会科学部 政治学専攻修了
- ・中学、高校時代は吹奏楽部に所属(Trombone)

Mail [dhayashi1976@gmail.com](mailto:dhayashi1976@gmail.com) Web <http://www.hayadai.net/>  
X(twitter) hayadai1976 Facebook hayadai

### ●関心領域

- ・市民性教育(民主主義教育、政治教育、権利・人権教育など)
- ・次世代育成(子どもの社会参加、ユースエンパワーメント)
- ・NPO運営(ファシリテーター論、団体運営、官民連携・ネットワーク論)

### ●主な職務内容

- 町田市公立小学校障害児介助員(1998年4月1日～2001年3月)
- 特定非営利活動法人21世紀教育研究所(2001年9月～2007年1月)
- 私立桐朋女子中学高校非常勤講師(中3公民、高校政経)(2004年4月～2007年9月)
- 認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター(2007年2月～2011年4月)
- 文部科学省生涯学習政策局 専門職(2011年5月～2013年3月)
- 東洋大学社会学部助教(2013年4月1日～2017年3月)
- 東洋大学ボランティア支援室 ボランティア・コーディネーター(2017年4月～2020年3月)
- 首都大学東京 特任准教授(2018年12月～2020年3月)
- 浦和大学 社会学部現代社会学科 准教授(2020年4月～2025年3月)
- 東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 准教授(2025年4月～)

### ●主な関係団体

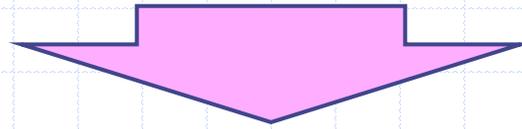
- 模擬選挙推進ネットワーク事務局長 / 主権者教育アドバイザー(総務省)  
子どもの権利条約ネットワーク事務局長 / 世田谷区子ども若者子育て会議委員 等





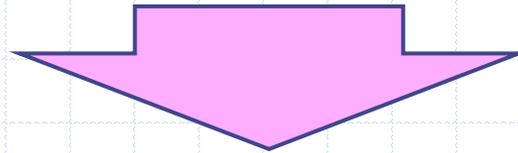
# 「民主主義」の担い手として主権者を育てる

‘子ども’は‘有権者/成人’ではなくても、‘**主権者**’



「子どもを**市民**にする」

「子どもを**おとな**に育てていく」



- ・子ども時代からの市民性の醸成が、地域づくり、社会づくりにつながる
- ・子どもを一人の人間として尊重する人権意識

# 本日、お伝えしたいこと

1:子どもの「**権利**」

2:子どもの「**意見**」の尊重



子どもを取りまく今

子どもの貧困率 (2021年)

**11.5%**

そのうち、

子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は **10.0%**

・ひとり親世帯 **44.5%**

・大人が2人以上いる世帯 **8.6%**

※全体の相対的貧困率は **15.4%**

日本の子ども... 全国の不登校の小中学生・中学生 (2022年度)

**299,048人**

⇒ **353,970人** (2024年度)

日本の子ども... 児童相談所が対応した児童虐待相談件数 (2022年度) 速報値

**219,170件**

⇒ **225,509件** (2023年度)

日本の子ども... 自殺した小中高生数 (2023年度)

**513人**

⇒ **529人** (2024年度)

世界では... 地球上で生きている人の総数 (2023年)

およそ **80億人**

15歳未満の子どもの総数

およそ **25億人 (25%)**

世界では... 5歳未満の子どもの総数 (2021年)

およそ **6億7,000万人**

5歳の誕生日を迎えることができなかった子どもの総数 (2021年)

およそ **503万人**

日本の子ども... 小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数 (2022年度)

**681,948件**

⇒ **769,022件** (2024年度)



気候危機の影響を受けている子ども (2021年)

およそ **10億人**

いくつかのリスクとその影響を受けている子どもの人数

熱波 **8億2,000万人**

水不足 **9億2,000万人**

洪水 (沿岸・河川) **5億7,000万人**

台風など **4億人**

世界では... 初等・中等教育 (小学校~高校) を受けていない子どもの人数 (2019年)

およそ **2億5,700万人**

そのうち、

男子 **1億2,900万人**

女子 **1億2,800万人**

そのうち小学校に通えていない子ども

男子 **2,900万人**

女子 **3,380万人**

世界では... 児童労働に従事する子ども (5~17歳) の人数 (2020年)

およそ **1億6,000万人**

そのうち、

男子 **9,700万人 (約60%)**

女子 **6,300万人 (約40%)**

また、そのうち

**7,900万人** が危険有害労働

【子どもを取りまく今】出典

- 子ども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数 (速報値)」
- 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」
- 厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」
- 厚生労働省「2022 (令和4) 年 国民生活基礎調査の概況」
- UNFPA (United Nations Population Fund), World Population Dashboard
- ユニセフ「世界子ども白書 2023」統計表
- ILO (国際労働機関)「児童労働：2020年の世界推計、動向、前途 - エグゼクティブサマリー」
- Our World in Data より



## ◆人権とは～世界人権宣言 第一条(1948年)

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

普遍性:どこで生まれても、誰にでも同じ。

不可侵性:誰も取り上げることはできない。

不可分性:どの権利も分けられない、順位付けはできない。

相互依存性:どの権利もつながっている。

## ◆「権利=Rights」とは

人間が人間として生きていくために保障される「あたりまえ」のこと

## ◆国連子どもの権利条約

- ・1989年の国連総会で採択→日本は1994年に批准(158番目)
- ・子どもとは18歳未満の人
- ・子どもが権利をもつ主体であると示している。

# 子どもの権利条約～子ども基本法

1923年 児童の権利に関する宣言(ジュネーブ宣言)

1959年 子どもの権利宣言

1979年 国際児童年

1989年 子どもの権利条約 国連採択

1994年 日本批准(158番目)

1998年 川西市 子どもの人権オンブズパーソン条例

2001年 川崎市 子どもの権利条例 / 世田谷区 子ども条例

2000年 児童虐待防止法

2005年 少子化社会対策基本法

2009年 子ども・若者育成支援推進法

2013年 いじめ防止対策法、子どもの貧困対策法

2016年 児童福祉法改正、教育機会確保法、18歳選挙権

2022年 18歳成年(民法改正)

**2023年 こども基本法施行、こども家庭庁発足**

# 子ども基本法が必要となる理由

## 障害者の権利

## 女性の権利

## 子どもの権利

日本財団作成



### 憲法

**障害者権利条約** 2008年発効  
2011年批准

**女子差別撤廃条約** 1979年発効  
1985年批准

**子どもの権利条約** 1989年発効  
1994年批准

### 障害者基本法

1970年制定  
2011年改正

- ・障害者の基本的人権の尊重
- ・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進
- ・国・地方公共団体・国民の責務
- ・障害者基本計画の作成（国・都道府県・市町村）
- ・予算の確保、関連法案の整備
- ・障害者政策委員会の設置（条約のモニタリング、国へ勧告等）
- ・年次報告（障害者白書）を国会へ提出
- ・都道府県・政令指定都市に審議会設置義務

### 男女共同参画社会基本法

1985年制定

- ・男女の人権の尊重
- ・男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進
- ・国・地方公共団体・国民の責務
- ・男女共同基本計画の作成（国・都道府県）
- ・法制上、財政上の措置
- ・男女共同参画会議の設置（関係行政機関の調整、調査）
- ・年次報告（男女共同参画白書）を国会へ提出

### 子ども基本法

2023年制定

- ・子どもの権利の尊重
- ・国・地方公共団体の責務
- ・市民社会との協同
- ・子どもの権利計画の策定（国・都道府県）
- ・法制上、財政上の措置
- ・子ども総合政策本部（仮称）の設置（関係行政機関の調整、調査）
- ・年次報告を国会へ提出
- ・子どもコミッショナーの設置

**子ども基本法は29年間制定されなかった**

障害者雇用促進法

障害者差別解消法

障害者総合支援法

など

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

男女雇用機会均等法

など

子ども・若者育成支援推進法

児童福祉法

成育基本法

児童虐待防止法

教育基本法

少年法

など



# 解説：子どもの権利条約とは

## 子どもの権利条約の4つの一般原則



### 差別の禁止

第2条

子どもの権利の保障に関して、すべての子どもは、さまざまな理由(性別/ジェンダー、人種、民族的・社会的出身、言語、宗教、財産、障害、出生 etc.)による差別が行なわれてはならず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 子どもの最善の利益

第3条

子どもに関することが決められたり、行われたりするときは、子どもの最善の利益(子どもにとって最も良いこと)が第一に考慮されなければなりません。

### 生命・生存・発達に対する権利

第6条

すべての子どもは、その生命を守られ、生存・発達を最大限に保障され、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの意見の尊重

第12条

子どもには、自分に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明し、その意見を正に重視され、子どもが意味のある参加ができる権利があります。

生きる権利

## 生存

安全な水、十分な栄養  
人間らしく生きるための生活

育つ権利

## 発達

教育、休息・余暇、自分の考え  
親や家族との生活、国籍

守られる権利

## 保護

差別・虐待・搾取からの保護  
障がいのある子の保護

参加する権利

## 参加

意見表明、社会への参加  
プライバシー、適切な情報

前文  
第I部

第1条	子どもの定義	第15条	結社・集会の自由	第29条	教育の目的
第2条	差別の禁止	第16条	プライバシー・名誉の保護	第30条	少数者・先住民の子どもの権利
第3条	子どもの最善の利益	第17条	情報へのアクセス	第31条	休息、余暇、遊び、文化的・芸術的 生活への参加
第4条	立法・行政その他の措置	第18条	親の第一次養育責任	第32条	経済的搾取からの保護
第5条	親その他の者の指導	第19条	虐待・放任からの保護	第33条	麻薬・向精神薬からの保護
第6条	生命への権利	第20条	代替的養護	第34条	性的搾取・虐待からの保護
第7条	名前・国籍を得る権利	第21条	養子縁組	第35条	誘拐・売買・取引の防止
第8条	身元の保全	第22条	難民の子どもの保護・援助	第36条	他のあらゆる形態の搾取からの 保護
第9条	親からの分離禁止	第23条	障害児の権利の国際協力	第37条	自由を奪われた子どもの適正な 取扱い
第10条	家族再会	第24条	健康・医療への権利	第38条	武力紛争における子どもの保護
第11条	国外不法移送・不返還の防止	第25条	措置された子どもの定期的審査	第39条	心身の回復と社会復帰
第12条	意見表明権	第26条	社会保障への権利	第40条	少年司法
第13条	表現・情報の自由	第27条	生活水準への権利	第41条	既存の権利の確保
第14条	思想・良心・宗教の自由	第28条	教育への権利		

## 第II部

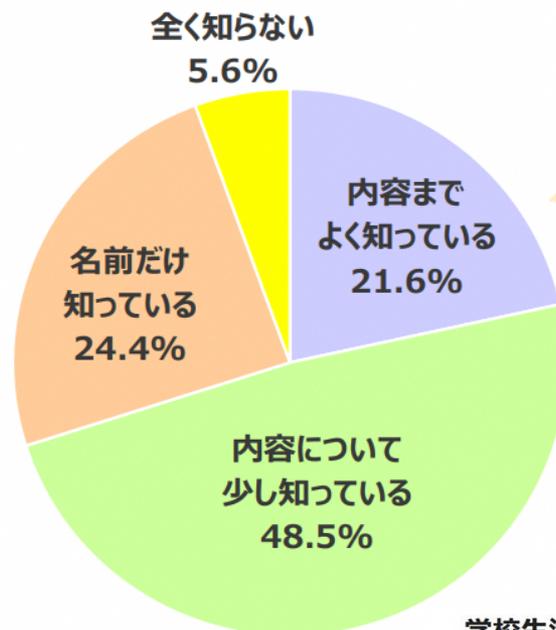
第42条	条約広報義務	第44条	締約国の報告義務		
第43条	子どもの権利委員会の設置	第45条	委員会の作業方法		

## 第III部

第46条	署名	第49条	効力発生	第52条	廃棄
第47条	批准	第50条	改正	第53条	寄託
第48条	加入	第51条	留保	第54条	正文

## 【調査結果】 1. 教員による子どもの権利の認知度

Q 子どもの権利を知っていますか？（単一選択、n=468）



「全く知らない」「名前だけ知っている」と答えた教員は、あわせて **30.0%**

子どもの権利を「内容までよく知っている」教員は、約 **5 人に 1 人**

### 学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査



学校生活と子どもの権利に関する 教員向けアンケート調査

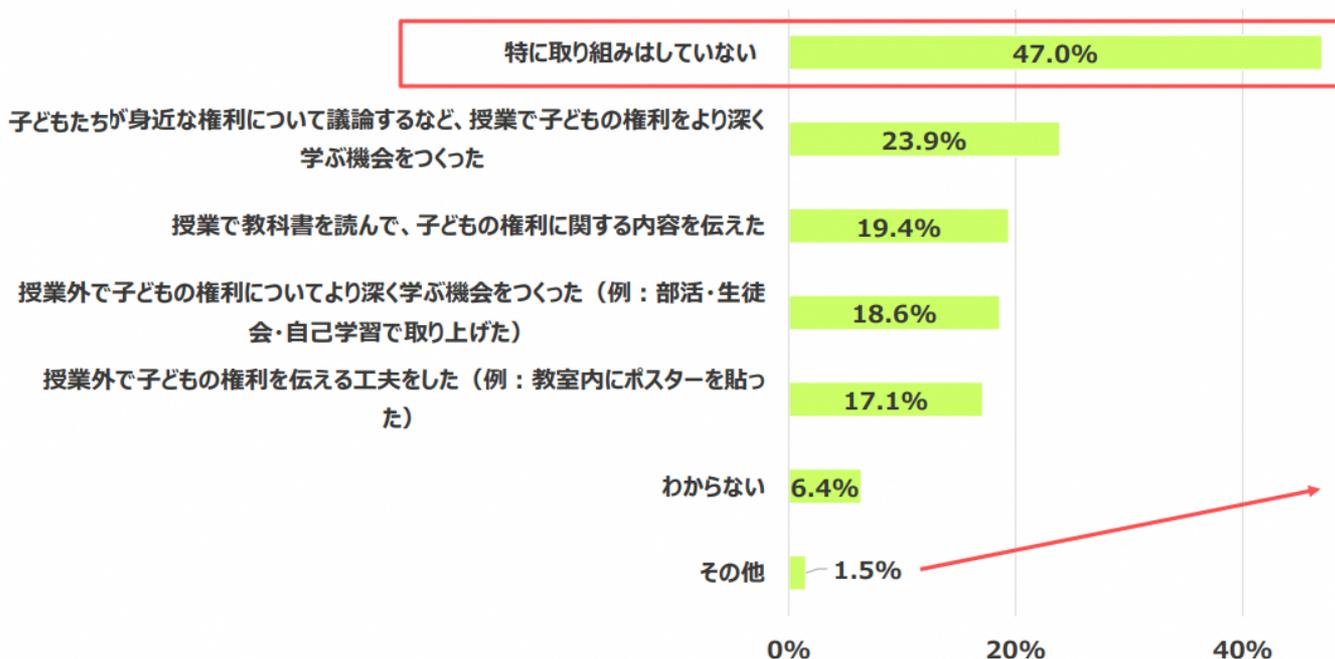
**調査目的** ・教員を対象に、子どもの権利の認知度・理解度と権利教育の実施状況や課題点を明らかにする。  
・本調査結果をもとに、学校での子どもの権利教育の実施を求める**政策提言**と教員・学校関係者を中心とした子どもの権利の**社会啓発**、セーブ・ザ・チルドレンの**教材作成**を実施する。

調査対象	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、外国人学校の教員
回収期間	2022年3月11日～3月14日
有効回答数	468人
調査地域	47都道府県
調査方法	インターネット調査ツール「QiQUOMO」提携先会員の教員による任意回答
実施主体	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
実施協力	株式会社クロス・マーケティング

※回答結果の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

## 5. 学校における子どもの権利教育：取り組み状況

Q 直近の1年間で、子どもたちに子どもの権利を伝えるために、あなたの学級ではどのような取り組みをしていますか？（複数選択、n=468）



「特に取り組みはしていない」と答えた教員は、約半数

### ■その他の取り組み例（自由記述より）

「人権教室、全校朝会の講話」

（小学校教員）

「子ども権利条約〇×クイズを作って、子どもたちが話しあう時間をつくった」

（中学校教員）

「都度説明をした。〇〇をする権利はみんなにあるよ、など」

（小学校教員）



# この子の願い

- 年齢、学年
- 性別
- 住んでいるところ、国
- 家族構成

- やりたいこと
- やりたくないこと
- やって欲しいこと
- やって欲しくないこと
- 言いたいこと
- 将来の夢





# 子どもの権利条約とは

## 子どもの意見の尊重(子どもの権利条約 12条)

### Article 12

1. States Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child, the views of the child being given due weight in accordance with the age and maturity of the child.

2. For this purpose, the child shall in particular be provided the opportunity to be heard in any judicial and administrative proceedings affecting the child, either directly, or through a representative or an appropriate body, in a manner consistent with the procedural rules of national law.



子どもの権利条約とは

子どもの**意見**の尊重  
(子どもの権利条約 12条)

Respect for

Children's

~~Opinion~~

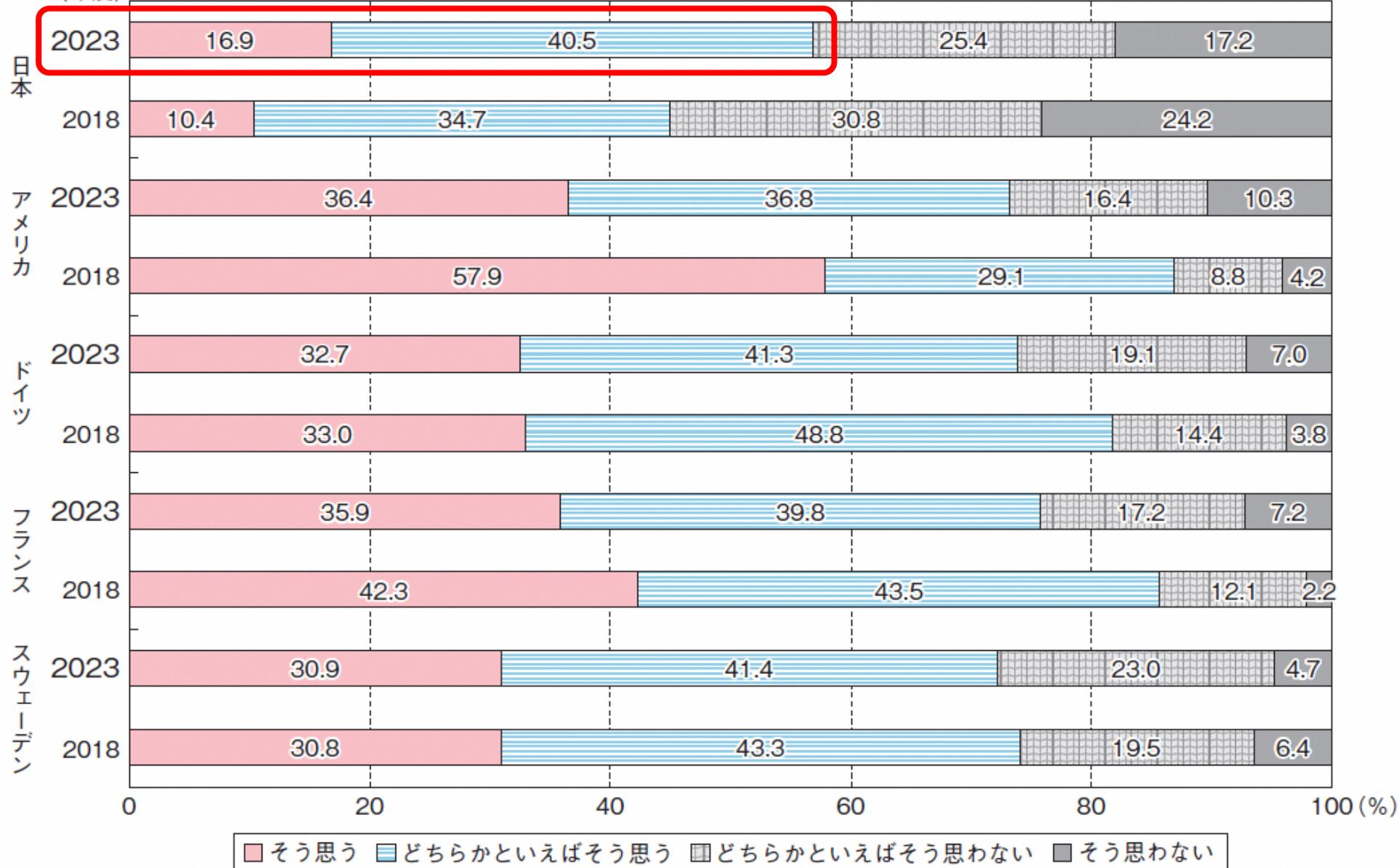
Views

「言葉」だけではなく  
思い描くこと、歌、  
ダンス、表情など



# 「自分自身に満足している」若者の割合は、日本が一番低い

(年度)

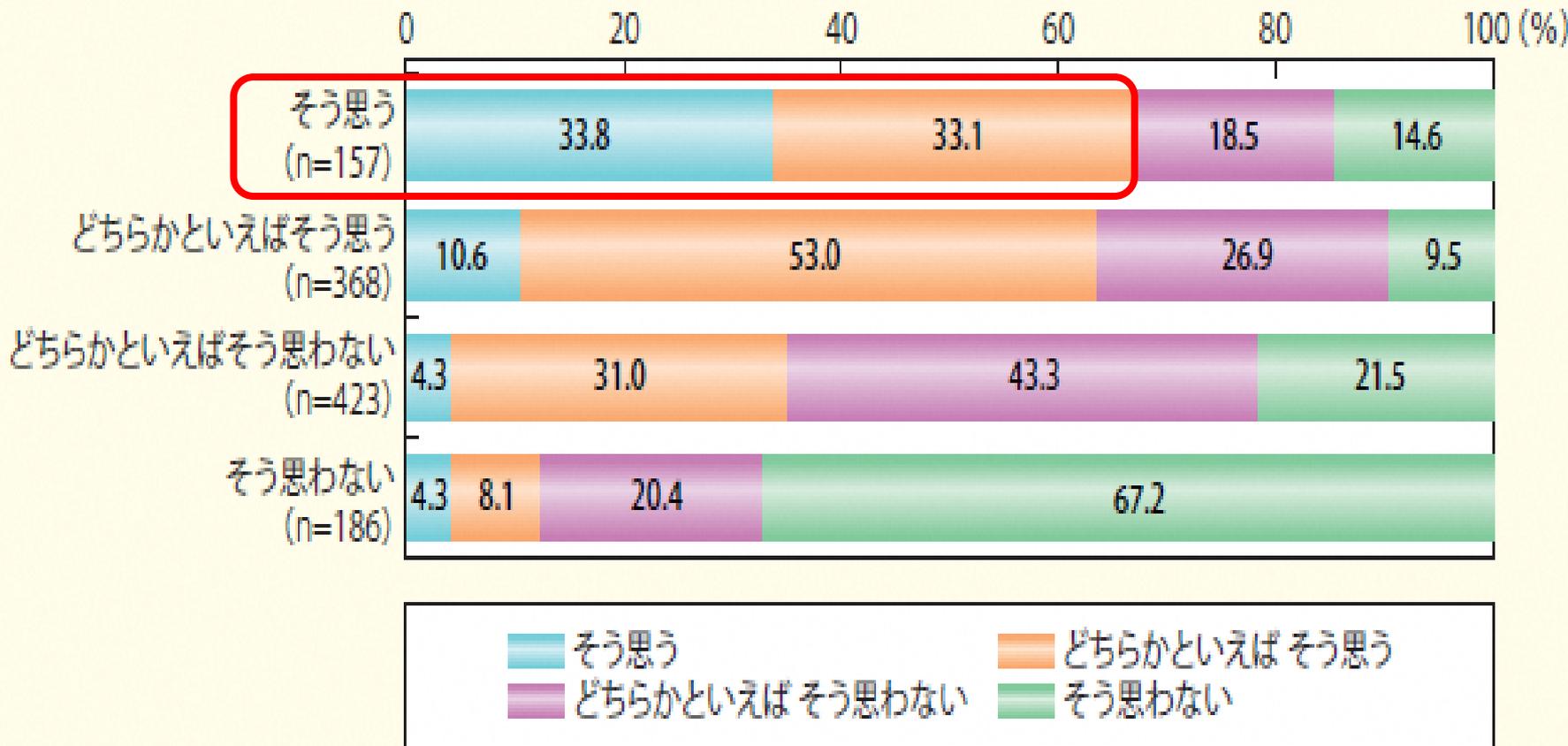


出典：こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」(2023年度)

# 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる者ほど 自分自身に満足している者の割合が高い

自分の考えをはっきり相手に伝えることができる

私は、自分自身に満足している

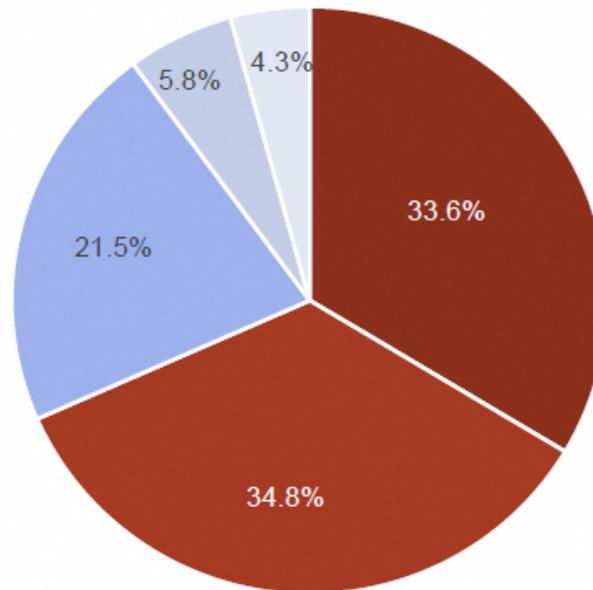




## こども・若者の状況

こども・若者を対象に行ったアンケートでは、国や地方自治体の制度や政策について 7 割近くのこども・若者が意見を伝えたいという意見表明意欲がある<sup>3</sup>。

こども・若者の意見を表明する意欲(SA n=2,119)<sup>4</sup>



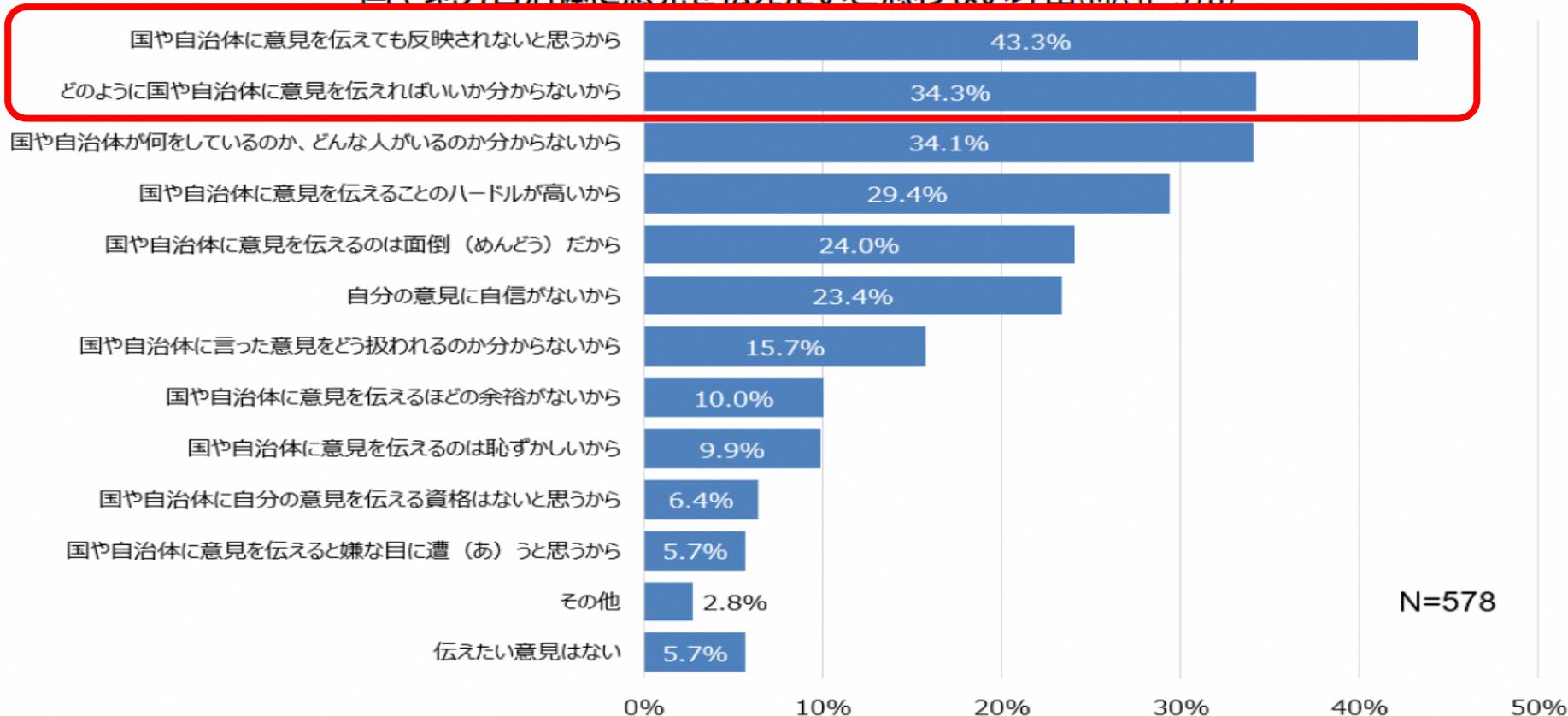
■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまり思わない ■ そう思わない ■ その他 (分からない、答えたくない)

令和4年度「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」(こども家庭庁設立準備室、2023年)。

質問は「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。」。回答は「そう思う」と「ややそう思う」の合計値で68.4%。

一方、子ども・若者が国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない一番の理由は、意見を伝えても反映されないと思うからである。当事者の声を聴いただけの形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」という子ども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければならないことである。

### 国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない理由(MA n=578)<sup>5</sup>



令和4年度「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」(こども家庭庁設立準備室、2023年)。

「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。」という質問に対して、「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して理由を尋ねる質問。

# 自身と社会の関わりについて 1/2

自身と社会の関わりについて、以下の全ての項目で日本は6カ国中最下位となった。また、日本では、「自分は大人だと思う」「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」が5割を切っているのが特徴的。

質問11：自身と社会の関わりについて、以下の項目に同意しますか。（単一回答、各国n=1,000）

※「同意」+「どちらかといえば同意」の回答率を、日本の高い順に掲載

(単位：%)	日本	アメリカ	イギリス	中国	韓国	インド
国や社会に役立つことを したいと思う	64.3	78.4	77.7	93.6	71.1	85.9
自分は責任がある 社会の一員だと思う	61.1	79.4	80.7	92.1	74.5	86.8
ボランティア活動に参加したい	60.4	76.3	68.6	89.8	70.5	79.2
慈善活動のために 寄付をしたい	58.4	78.4	79.5	87.2	66.6	84.4
自分は大人だと思う	49.6	76.6	75.8	90.0	54.8	81.7
自分の行動で、 国や社会を変えられると思う	45.8	65.6	56.1	83.7	60.8	80.6

## 自身と社会の関わりについて 2/2

自身と社会の関わりについて、以下の全ての項目で日本は6カ国中最下位となった。日本では、唯一、「自分が生きていくうえで、他人に迷惑をかけないことは重要だ」が7割を超えた。

質問11：自身と社会の関わりについて、以下の項目に同意しますか。（単一回答、各国n=1,000）

※「同意」+「どちらかといえば同意」の回答率を、日本の高い順に掲載

(単位：%)	日本	アメリカ	イギリス	中国	韓国	インド
自分が生きていくうえで、他人に迷惑をかけないことは重要だ	71.9	83.1	84.4	92.0	83.3	86.4
政治や選挙は、自分の生活に影響すると思う	64.6	69.8	67.6	81.2	70.0	68.2
政治や選挙、社会問題について、関心がある	56.5	61.7	57.8	81.5	65.0	62.8
政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている	53.5	75.6	68.0	82.7	64.6	73.9
政治選挙社会問題について家族や友人と議論することがある	50.5	67.3	66.3	79.8	62.6	74.9
地域の集会や行事で、近所の人と知り合う機会がある	48.0	74.8	67.4	87.7	55.3	80.6
政治や選挙、社会問題について、積極的に情報を集めている	47.2	60.2	54.0	78.0	52.3	67.5

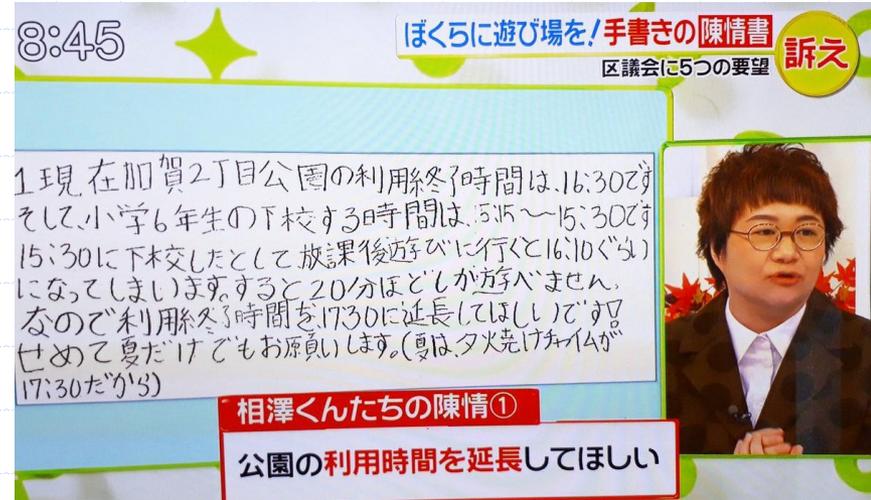


# 市民である子どもの声を施策に反映＝市民意識の醸成

## 小学生が、板橋区議会に陳情

→4つ採択、1つ継続審議

これまでサッカーなどをして遊んでいた公園が区の施策によって、ボール遊びができなくなったため、「公園や広場のルール変更など5つの要望」を区議会に陳情書として提出。大人の『騒音』苦情は受け入れるが、区民なのに子どもたちの声は届かない。新聞、テレビでも大きく取り上げられている。  
(2019年11月)

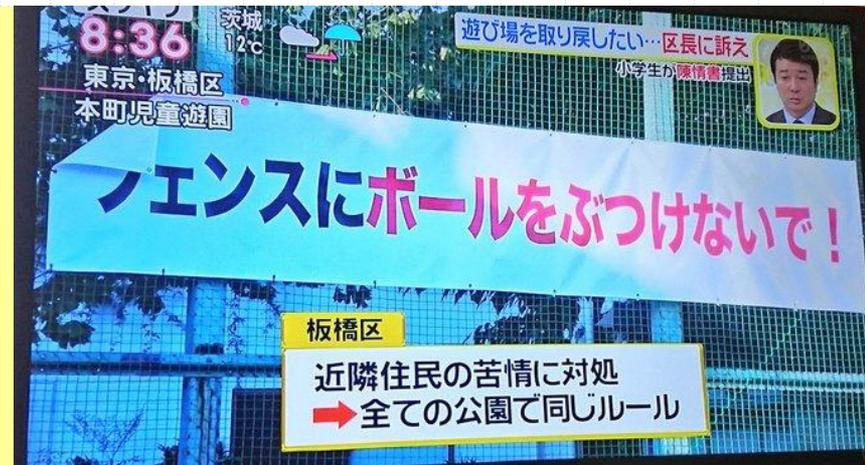


## ○セレモニー・体験型ではなく、子ども世代の声を行政施策に反映させる「子ども議会」「子ども会議」

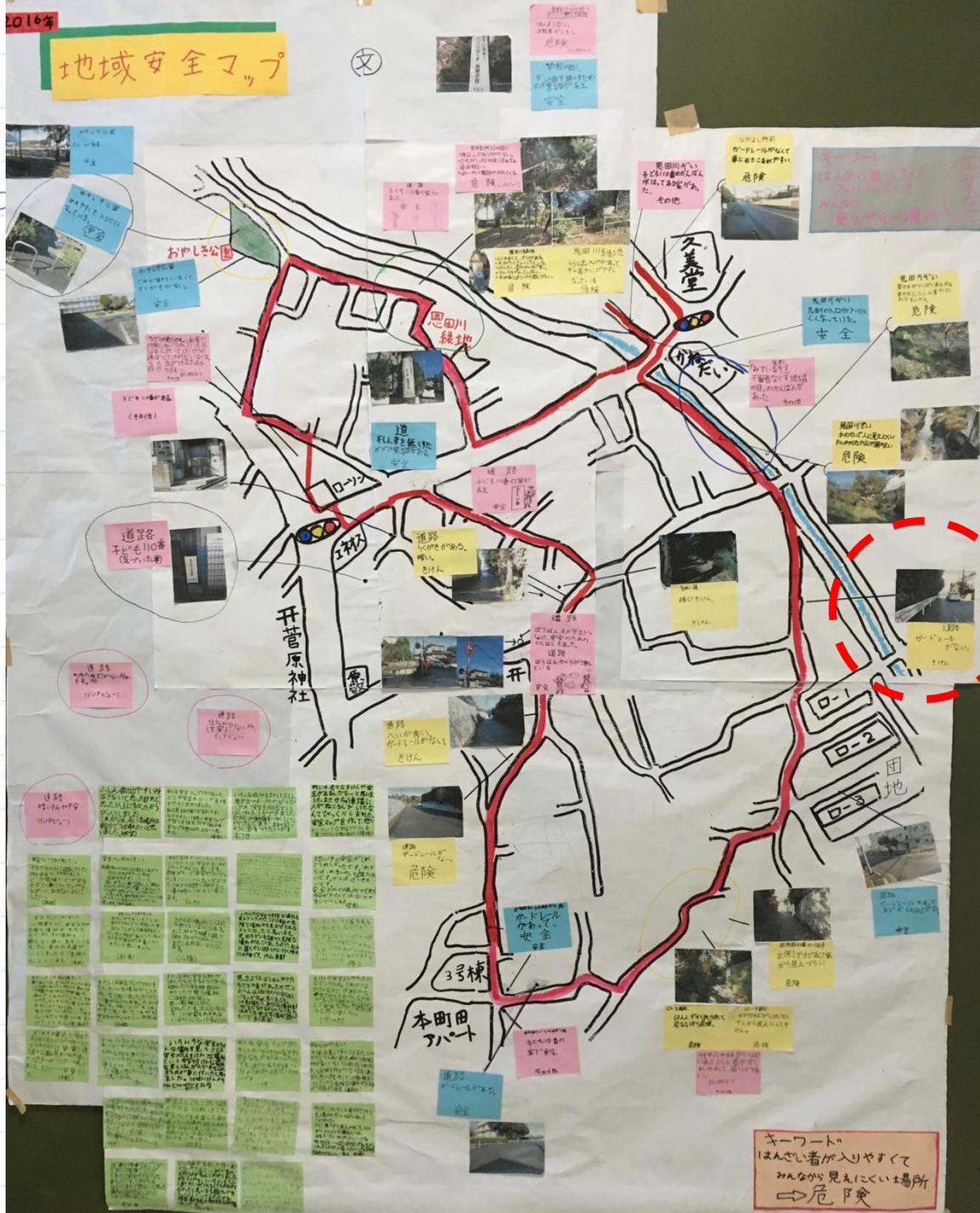
- ・子ども会議・子ども議会：遊佐町、川崎市、松本市、豊田市、多治見市、奈良市、宝塚市、福岡町 等
- ・若者会議：新城市

## ○「選ばれる側」の議員と中高生の意見交換

- 岩手県久慈市議会「高校生×ギカイ かだつて会議」
- 宮城県柴田町議会「高校生との議会懇談会」
- 長野県松本市議会「高校生との意見交換」
- 岐阜県可児市議会「高校生との地域課題懇談会」
- 新潟県新潟市議会「中学校への出前講座」



林 大介  
dhayashi1976@gmail.com  
hayadai1976 hayadai



# 防犯マップ作り (小学4年生)

学区区域をいくつかのエリアに分け、各エリアを4-5人のグループで周り、「安全な場所」「危険な場所」などを記録・撮影し、模造紙にまとめる。

# <自分の考えを発信しよう> 「小学国語 6下」教育出版

## ① 説得力のある文章を書こう

### 書く ② 自分の考えを発信しよう

世の中のさまざまなできごとについて、あなたが日ごろ感じたり、考えたりしていることをもとに意見文を書き、新聞などのメディアを通じて発信してみよう。

#### ① 課題を決めて、取材する。

##### 課題の探し方

- 日ごろから疑問に感じていること
- 大切にしていること
- こまっていること
- 改善したいこと
- ほかの教科の学習から

インターネットがとても便利だけれど、利用するときには注意が必要だよ。もし安全に利用できるか、私の考えを広く伝えたいな。



#### 学習の進め方

##### 見直しをもとう

- ① 決めよう・集めよう  
課題を決めて、取材する。
- ② 組み立てよう  
自分の主張を効果的に伝える構成を考えよう。
- ③ 書こう  
意見文を書こう。
- ④ 読み返そう  
意見文を読み返す。
- ⑤ 伝え合おう  
友達と読み合って、交流する。

##### ふり返ろう

改善。ゼン

漢字  
6ページを見よう



利用内容	小学生 (625人) (%)	中学生 (1061人) (%)
ゲーム	78.1%	72.8%
動画視聴	60.5%	74.0%
情報検索	40.5%	61.4%
コミュニケーション	32.5%	67.2%

○インターネットで調べたこと  
 ・小学生の六十一・ハバースントが、ふだんの生活でインターネットを利用している。  
 (平成二十八年 青少年のインターネット利用環境実態調査結果) 内閣府ホームページ: [www.djpu.jp](http://www.djpu.jp)

○クラスの友達へのアンケート  
 ・「あなたは、インターネットを利用するとき、どんなことに気をつけていますか。」  
 ↓情報の発信元はどこなのかをかくにんするようにしている。

どの情報が使えそうかな。



本やインターネット、新聞などで調べたり、身近な人へアンケートやインタビューを試みたりして、さまざまな情報を集めよう。



#### 取材するとき

自分の意見に説得力をもたせるためには、いろいろな立場からの見方や考え方をふまえて書くことが大切です。取材するときには、なるべく幅広い情報にふれるようにしましょう。

- (取材の観点)
- きっかけや自分の意見
  - 自分の経験
  - 専門家の意見
  - 本や資料から新しく知ったこと
  - など

内閣府  
専門家  
センター

# <自分の考えを発信しよう> 「小学国語 6下」教育出版

## 大事な言い方

- ・そうだ。
- ・くではないだろうか。
- ・確かに。しかし……
- ・くしていきたい。

↓ 143ページを見よう

## 4 意見文を読み返す。

書き終えたら、次のような点に気をつけて読み返しましょう。

- 伝えたいことに合った表現や構成になっているか。
- 事実と、感想や意見を区別して書いているか。
- 引用の仕方、図表などの使い方は適切か。
- 自分の意見や、根拠としてふさわしい資料を使っているか。

## ここが大事

説得力をもたせて書く

- 自分の意見を明確にして書く。
- 理由や根拠を示して、意見の説得力が増すように書く。
- 自分が経験したこと。
- 調べたこと（インタビューやアンケートの結果・資料の内容など）。
- 実際にあったこと（事実）と自分の考えとを区別して書く。
- 予想される反対意見と、それに対する反論を示す。

## 5 くり返そう

- 理由や根拠を示して、説得力のある意見文を書くことができましたか。
- 文章全体の構成や表現に気をつけて読み返したり、友達と読み合ったりすることができましたか。

## 5 友達と読み合って、交流する。



## 自分の考えの発信

「投書」や「市長への手紙」「陳情」もありうる

3章 政治のしくみ

# 政治に声を届ける方法

日本では、だれでも政治に対して自由に考え、それを表明することができます。数年に一度の選挙のほかにも、政治に声を届ける方法はたくさんあります。

## 選挙や住民投票で意見を伝える

政治というと、政治家たちの間だけでおこなわれ、国民がかかわれる機会はあまりないように感じるかもしれません。しかし、そんなことはありません。まず、選挙は自分の考えを政治に反映させるチャンスです。選挙に立候補する人たちは当選するために、投票に行く人たちの意見をよく聞き、その人たちが望む政治をおこなおうとします。

現在の日本では、高齢者向けの政策にたくさんの予算がかけられる一方で、子どもや若者向けの政策に使われるお金は多くありません。これは若者の投票率が高齢者に比べて低いことが原因のひとつといわれています。選挙権があたえられる18歳になったら、ぜひ選挙に行きましょう。

市区町村で重要なことを決めるときには、住民投票で住民が直接、賛成か反対かの意見を表明できる場合があります。住民の要望から住民投票が実現することもよくあります。政治は自分たちの生活に直接影響します。政治家にすべてをまかせるのではなく、関心をもって積極的にかかわることが大切です。

## 住民投票の流れの一例



## 投票が変える議員の政治活動



## 政治家に意見を届ける、社会の関心を高める

世の中を動かす方法には、選挙や住民投票以外にも、さまざまなものがあります。

たとえば、ふだんの社会生活のなかで気づいた問題を解決するために、直接、政治家に会って要望を伝える陳情や請願という方法があります（→46ページ）。主権者である国民からの要望によって国会議員が動き、法律が制定されたり、改正、廃止されたりすることもあります。

また、同じ意見をもつ人とのつながりを広げ、世の中の関心を集めるのもひとつの方法です。たとえば、デモやパレードなどの集会に参加して社会に意見を表明したり、ネット上で発信し続けることで、問題に対する世論を高めることができます。意見に賛同する人の署名を集めるという方法もあります。ほかにも、賛同の意思をあらわすリボンやステッカーを使用する、寄付つきグッズを購入する、反対の意思をあらわすための不買運動をおこなうなどもあります。

## 世論にはたらきかける

### ■集会への参加



政府などへの要望を書いたプラカードやバナーなどをもってまちを歩き、周囲の人に問題を知らせる。

### ■署名活動



街頭に立って署名に協力をお願いするほか、ネット上で署名を集めるしくみもある。

### ■SNSで意見を発信する



同じ意見をもつ人の輪を広げたり、意見交換したりすることができる。

なぜどうする？



政治に声を届ける方法はいろいろあるね。どれも行動をおこすのは、勇気がいりそう。どんなことからはじめてもいいかな。

## 政治家にはたらきかける

### ■陳情・請願



議会に要望を提出する。請願の場合は、議員を通して議会に提出する。



## ◆こども基本法

- ・2023年4月施行
- ・「こども」は「心身の発達の過程にある者」(第2条)
- ・日本国憲法および子どもの権利条約の精神をに則る

## ◆こども基本法の特徴

- ・「子どもの権利の擁護」を図り、「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指す、基本的な考え方を示した法律。
- ・子どもの権利条約の<4つの一般原則>を念頭においた「基本理念」が明記、すべてのこども施策にこの考え方を適用
- ・子どもの意見表明の仕組みを地方自治体が作ることを「義務」とするなど、子どもの意見表明権の保障は大きな前進
- ・こども基本法・子どもの権利に関する条約の趣旨及び内容の周知

# こども基本法（令和4年法律第77号）概要

## 目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
  - ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
  - ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

## 定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
  - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
  - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
  - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

## 白書・大綱

- 年次報告（白書）
- こども大綱の策定  
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁にこども政策推進会議を設置。以下の事務を担当。
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

## 附則

**施行期日** 令和5年4月1日

**検討** 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討  
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる



## こども基本法

### 第十一条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### こども基本法案に対する附帯決議（衆議院内閣委員会、5月13日）

四 こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見を聴く機会及びこどもが自ら意見を述べることができる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。

# こども大綱の策定プロセス

- 2023年4月1日：**こども基本法施行**
- 4月21日：内閣総理大臣からの諮問等  
今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について
- 5月22日：こども家庭審議会基本政策部会立ち上げ
- 9月25日：**中間整理案とりまとめ**→パブリックコメント等の実施
- 10月：**こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組**
  - ①こども若者いけんの会：こども若者対象の公聴会(オンライン)
  - ②公聴会：子育て当事者向け、一般向け(オンライン)
  - ③パブリックコメント：こども・若者向け、一般向け
  - ④いけんぷらす：アンケート、オンライン、チャット、対面、出向き型
  - ⑤こども団体・若者団体ヒアリング(10団体)
  - ⑥経済界・労働界ヒアリング(経団連、日商、経済同友会、連合)
  - ⑦国と地方の協議の場(全国知事会、全国市長会、全国町村長会)
  - ⑧意見書
- 11月22日：答申案とりまとめ(こども家庭審議会総会)
- 12月 1日：こども政策推進会議でこども大綱の案の了承
- 12月22日：**こども大綱の閣議決定**
- ◆2024年5月：こどもまんなか実行計画策定に向けた意見とりまとめ
- ◆6月頃：こども政策推進会議で**こどもまんなか実行計画を決定**

# こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組



#	意見聴取の取組	参加人数(延べ)	件数	取組の概要
1	こども若者いけんの会	74人	154件	こども若者を対象とした公聴会(オンライン)
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代~20代①	(17人)		
	高校生年代~20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会(オンライン)
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	こども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	こども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんがらす	280人	1,360件	こども若者★いけんがらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	
	出向く型(児童館)	(16人)	(69件)	
	出向く型(児童養護施設)	(9人)	(35件)	
	出向く型(障がい者支援施設)	(5人)	(18件)	
	出向く型(ひとり親支援団体)	(25人)	(95件)	
5	こども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	こども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	パブコメの一環として、各団体から受領した意見書

合計 2,341人・37団体

3,815件 2023年11月22日 こども家庭審議会 配布資料より

### 結果のまとめ③

- いただいたご意見はすべて読んで、反映できるかどうかを検討しました。修文に結びつかなかったものも、参考にさせていただきます。

みなさんからもらった意見



似ている意見をまとめる

意見を分類

中間整理に書いていないことへの意見

①答申に反映する意見

②修文に結びつかなかったが参考にさせていただいた意見

中間整理に書いてあることへの意見

③すでに含まれている意見

その他の意見

(資料の書き方・意見の書き方についてや、内容への賛成意見)

④よいと思ったという意見

⑤見せ方などについての意見



この資料に書いたこと

この資料のP.5～28において、

どこがどう変わったかを書きました

どこに書いてあるかを書きました

修文に結びつかなかった理由・考え方を書きました

※答申のページ数も書いていますので、あわせてご覧ください。

よいと思ったという意見をまとめました  
(この資料のP.29)

見せ方など今後工夫するポイントをまとめました  
(この資料のP.30)

## みなさんからの意見への対応 (①答申に反映する意見、②すでに含まれている意見、③修文に結びつかなかった意見)

## 3. ライフステージ縦断の事項について

①答申に反映する意見

②中間整理に書いてある意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

## みなさんの意見 (主なもの)

## 虐待防止対策について

- 「虐待は誰にでも起こりうるが」と書くとな虐待を擁護しているように見える。(こども・若者)
- 虐待により「親子」が傷つくまえに、という部分も違和感がある。(こども・若者)

## 虐待防止対策について

- 虐待からは絶対に守るというような内容があってもいいと思った。(こども・若者)
- 虐待は加害者と距離をおいてからが大変。自立への支援が重要。(こども・若者)
- 虐待をうけた場合には、物理的な支援だけでなく、こころのケアが重要。(こども・若者)
- こども本人の意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて一時保護の判断をしてほしい。(一般)

## 社会的養護について

- 家庭でじゅうぶんな養育をうけられない環境にあるこどもの居場所づくりのため、自治体において児童育成支援拠点事業が積極的に導入、安定して運営されるよう支援してほしい。(その他団体)
- 離島などの地方では、社会的養護に関する情報が届かず、また助けをもとめる相手や支援機関がない。(こども・若者団体)
- 児童養護施設等の職員の人材確保・定着に必要な取組をしてほしい。(その他団体)
- 家族内に葛藤を抱える若者が家をはなれ、その日から住まいにこまるといった相談が、コロナ禍に頻発した。若者への住まいの保障と相談体制を具体化してほしい。(その他団体)

## 虐待防止対策について

- どのような状況であれば虐待として支援の対象となるのか明確化してほしい。(こども・若者)

## ポイント

虐待は決して許されるものではないことを明確にほしい

「親子」が傷つく前にとという表現をかえてほしい

虐待は許されない旨を書いてほしい

虐待を受けたこどもの自立への支援について書いてほしい

虐待をうけた場合のこころのケアについて書いてほしい

一時保護時にこどもの最善の利益を考えることを書いてほしい

児童育成支援拠点事業への支援についても書いてほしい

地域にかかわらず、社会的養護を必要とするすべてのこどもが対象になることを書いてほしい

児童養護施設の人材確保・定着に向けた取組を書いてほしい

家族内に葛藤を抱える若者の住まいについて書いてほしい

支援の対象となる虐待の定義について書いてほしい

## 答申 (意見が反映されたもの)

- P.18 「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育てで当事者が無縁ではない」と修文しました。
- 予防の段階のセンシティブなニーズにどのように対応していくかという観点から、P.18の記載を修文し、充実させました。

## 書いてある場所

- 虐待予防と虐待を受けたこどものケアにしっかり取り組んでいます。(P.18、19)
- 社会的養護経験者等の方について、一人一人段階を経て自立していけるよう、支援に取り組むことにしています。(P.19)
- ト라우マ等を含めた心のケアができる、高い専門性を持った人材を増やしていきます。(P.19)
- 児童相談所等による意見聴取を適切に行い、こどもが意見表明しやすい環境整備などにも取り組みます。(P.19)
- 子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげていくため、こどもや親子の居場所支援の推進等として、しっかりと支援することにしています。(P.18)
- 社会的養護を含むこども施策については、地域の実情を踏まえつつ、推進することにしています。(P.12)
- 児童養護施設等における人材確保に努めることとしており、人材の定着も含めて取り組んでいます。(P.19)
- 家庭から孤立した若者や、社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組むことにしています。(P.19、20)

## 修文に結びつかなかった理由・考え方

- 児童虐待の定義や具体例について、児童虐待の防止等に関する法律や、「子ども虐待対応の手引き」にくわしく書かれており、支援の対象はそちらで明確にされています。

## こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

### 目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

### 指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

目標	現状値	目標値*11
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15~39歳 22.8%	70%
「生活に満足している」と思う人の割合	小中学生 93.6% 15~39歳 63.1%	小中学生 現状維持 15~39歳 70%
「今の自分が好きだ」と思う人の割合 (自己肯定感の高さ)	3~5歳 95.5% 小中学生 70.2% 15~39歳 57.9%	3~5歳 現状維持 小中学生 現状維持 15~39歳 70%
社会的スキルを身に着けている人の割合*10	小中学生 81.3%	現状維持
「自分には自分らしさというものがある」と思う人の割合	小中学生 82.2% 15~39歳 70.6%	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う人の割合	小中学生 87.5% 15~39歳 84.8%	97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う人の割合	小中学生 82.9% 15~39歳 77.4%	現状維持
「こども政策に関して自身の意見が聞いてもらえている」と思う人の割合	小中学生 32.4% 15~39歳 18.9%	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う人の割合	小中学生 71.6% 15~39歳 53.9%	80%
「那覇市はこどもや若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだ」と思う人の割合	15~39歳 59.9%	70%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15~39歳 24.3%	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	75.6%	90%

\*10 「社会的スキルを身に着けているこどもの割合」は、関連する8項目の平均値とする。

\*11 市の目標値は、市の現状値が国の目標値を超えている場合は「現状維持」とする。

那覇市「こども計画」  
p59



## <参考>

- ・ こども大綱（本文）（令和5年12月22日閣議決定）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222\\_policies\\_kodomo-taikou\\_21.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf)



- ・ こども大綱（説明資料）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/50d99367/20240123\\_policies\\_kodomo-taikou\\_24.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/50d99367/20240123_policies_kodomo-taikou_24.pdf)



- ・ こども家庭審議会

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/>





## <参考>

- ・ こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei\\_process/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei_process/index.html)



- ・ こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について(自治体向けQ & A)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku\\_suishin/ikenhanei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/ikenhanei/index.html)



- ・ 多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomonoiiken-guideline>

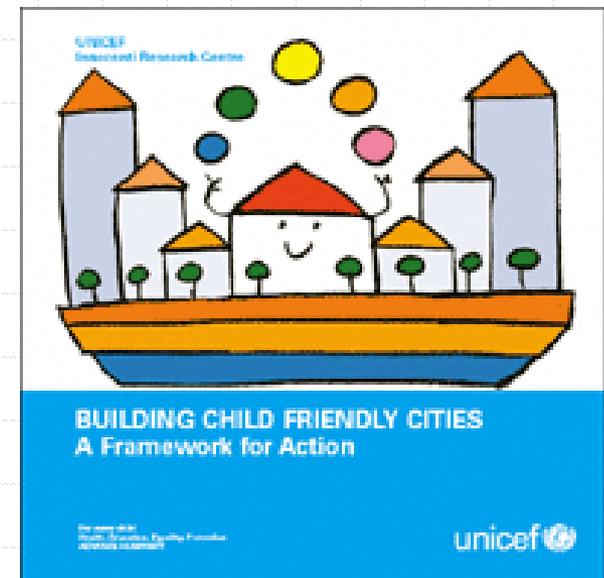


# ユニセフ～子どもにやさしいまちづくり

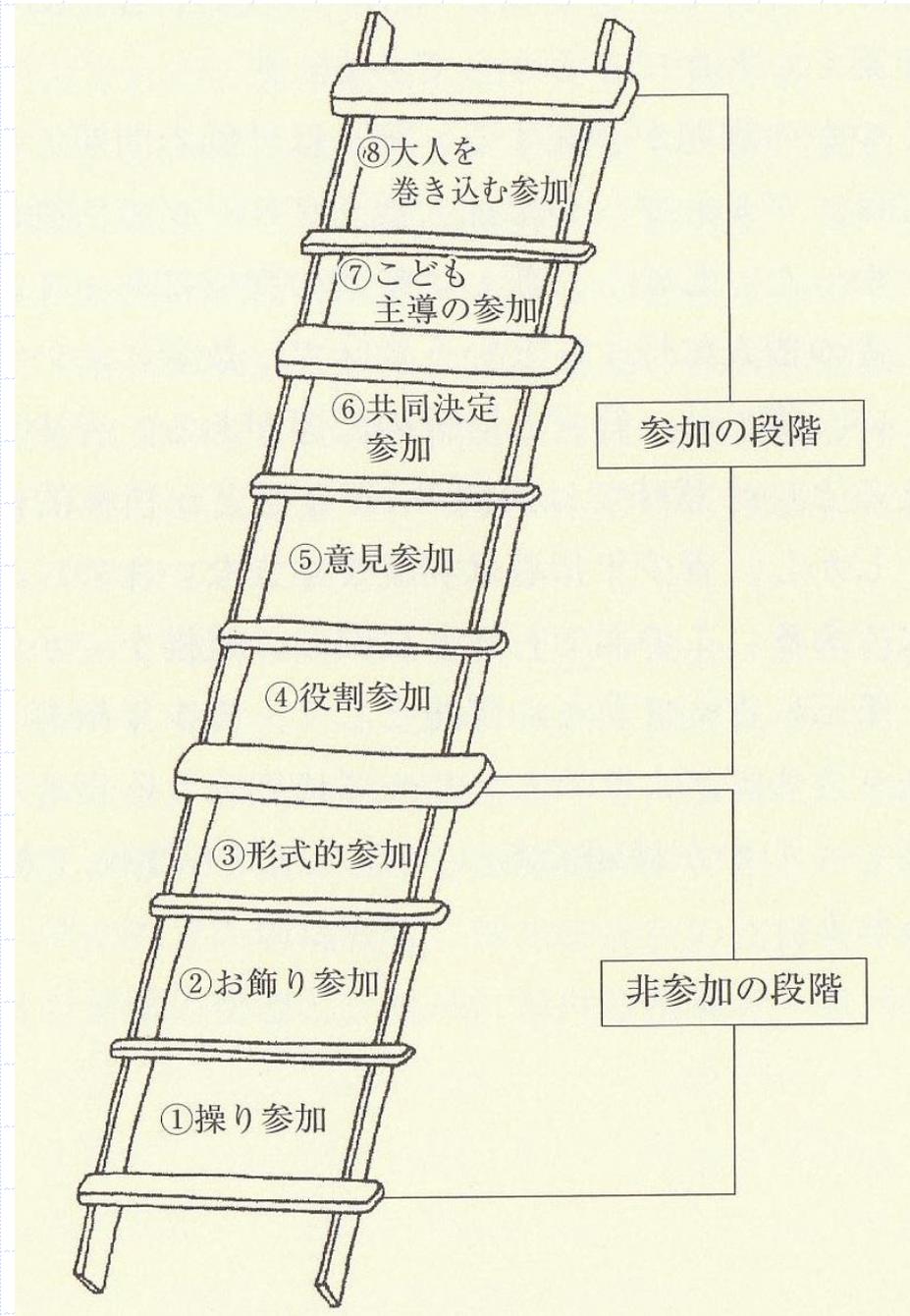
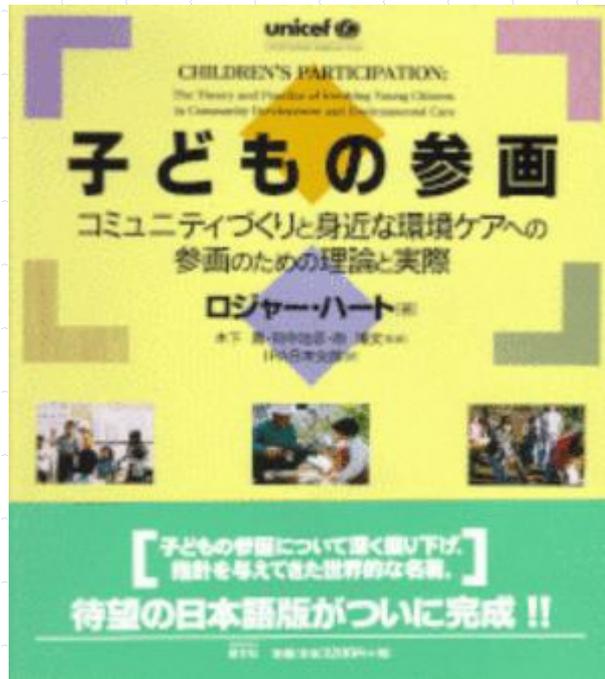
国レベルの政府が国連子どもの権利条約を実施するために必要とされるプロセスを、地方自治のプロセスに移し替えるものである。

「子どもにやさしいまち」という考え方は、規模の大小を問わず、また都市か農村であるかに関わらず、子どもが存在するあらゆるコミュニティの運営に同じように適用される。

- ①子ども参加
- ②子どもにやさしい法的枠組み
- ③まち全体の子どもの権利戦略
- ④子どもの権利部局または調整のしくみ
- ⑤事前・事後の子ども影響評価
- ⑥子ども予算
- ⑦定期的な自治体子ども白書
- ⑧子どもの権利の周知
- ⑨独立した子どもアドボカシー



# 子ども参加のはしご



# 子どもに関する条例

## 1：「青少年の健全育成に関する条例」

- ・ 青少年の健全育成を目的として、青少年に対する有害行為等を規制することを主たる内容とする条例
- ・ 都道府県を中心に青少年健全育成条例、青少年保護育成条例、青少年愛護条例等の名称で制定されている
- ・ 古くは昭和20年代から制定

## 2：「子どもの権利に関する条例」

- ・ 1994年に子どもの権利条約を批准したことを受けて、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として制定されている条例
- ・ 子どもの権利を保障するために総合的な内容を定めた総合条例が制定されることが多いが、子どもの権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置に関する条例も制定されている

# 子どもに関する条例

## 3：「子ども・子育て支援に関する条例」

- ・子どもに関する施策、子育てに関する施策等を推進するため、基本理念、自治体等の責務や役割、施策の基本方向等を定める条例
- ・理念的な規定を中心に定める条例、子ども支援及び子育て支援に関して総合的な施策の推進について規定する条例、子育て支援に関する施策を中心に規定する条例、少子化対策に関する施策を中心に規定する条例、子どもの育成に関する施策を中心に規定する条例など

## 4：「子どもに関する個別条例」

- ・子どもに対する虐待、いじめ、受動喫煙、読書活動、表彰、ゲーム依存、食育等の個別分野の施策について規定する条例
- ・「児童虐待に関する条例」、「いじめ防止に関する条例」、「子どもの学力・教育環境・遊び場に関する条例」、「家庭教育支援条例」、「子どもに関する条例」、「受動喫煙防止に関する条例」、「読書に関する条例」、「ほめる条例」、「ネット・ゲーム依存症に関する条例」、「食育・朝ごはんに関する条例」等

# 子どもに関する条例

## 2：「子どもの権利に関する条例」

- ・ 2025年5月現在、80自治体が制定
- ・ 意見表明：子ども議会、子ども会議、高校生議会など
- ・ 参加者：小学生、中学生、高校生  
当該自治体に居住してないが在勤／在学を対象にするところも  
サポーター(大学生、おとな)の存在
- ・ テーマ：参加者が自由に決めることもある
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 「子どもの権利」に関する日、週間、月間
- ・ 意見表明の結果を実際のまちづくりに反映、啓発活動や学習講座の実施、  
情報発信、市長への提言等

# 子ども(の権利)条例制定自治体一覧(2025年5月時点)

子どもの権利条約総合研究所調／80自治体

制定自治体	公布日	施行日	名称
神奈川県川崎市	2000年12月21日	2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例
北海道奈井江町	2002年3月26日	2002年4月1日	子どもの権利に関する条例
岐阜県多治見市	2003年9月25日	2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例
東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	目黒区子ども条例
北海道芽室町	2006年3月6日	2006年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例
三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	名張市子ども条例
富山県魚津市	2006年3月20日	2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例
岐阜県岐阜市	2006年3月27日	2006年4月1日	岐阜市子どもの権利に関する条例
東京都豊島区	2006年3月29日	2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例
福岡県志免町	2006年12月20日	2007年4月1日	志免町子どもの権利条例
石川県白山市	2006年12月21日	2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例
富山県射水市	2007年6月20日	2007年6月20日	射水市子ども条例
愛知県豊田市	2007年10月9日	2007年10月9日	豊田市子ども条例
愛知県名古屋市	2008年3月27日	2008年4月1日	なごや子ども条例
	2020年3月27日改正	2020年4月1日	なごや子どもの権利条例
新潟県上越市	2008年3月28日	2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例
北海道札幌市	2008年11月7日	2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例
福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例
愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	岩倉市子ども条例
東京都小金井市	2009年3月12日	2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例
岩手県遠野市	2009年3月23日	2009年4月1日	遠野市わらすっこ条例

# 子ども(の権利)条例制定自治体一覧(2025年5月時点)

制定自治体	公布日	施行日	名称
宮城県石巻市	2009年3月26日	2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例
愛知県日進市	2009年9月29日	2010年4月1日	日進市未来をつくる子ども条例
福岡県筑紫野市	2010年3月30日	2011年4月1日	筑紫野市子ども条例
北海道幕別町	2010年4月1日	2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例
愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例
石川県内灘町	2011年12月26日	2012年1月1日	内灘町子どもの権利条例
岩手県奥州市	2012年1月6日	2012年4月1日	奥州市子どもの権利に関する条例
福岡県宗像市	2012年3月31日	2012年4月1日	宗像市子ども基本条例
	2022年3月30日改正	2022年4月1日	
北海道北広島市	2012年6月28日	2012年12月1日	北広島市子どもの権利条例
愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日	知立市子ども条例
大阪府泉南市	2012年10月1日	2012年10月1日	泉南市子どもの権利に関する条例
東京都世田谷区	2001年12月10日	2002年4月1日	世田谷区子ども条例
	2012年12月6日改正	2013年4月1日	
	2025年3月 改正	2025年4月1日	世田谷区子どもの権利条例
青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	青森市子どもの権利条例
北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例
栃木県日光市	2013年3月6日	2013年4月1日	日光市子どもの権利に関する条例
長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	松本市子どもの権利に関する条例
栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	市貝町こども権利条例
愛知県知多市	2014年3月26日	2014年4月1日	知多市子ども条例
栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	那須塩原市子どもの権利条例
愛知県東郷町	2014年4月30日	2014年7月1日	東郷町子ども条例

# 子ども(の権利)条例制定自治体一覧(2025年5月時点)

制定自治体	公布日	施行日	名称
長野県	2014年7月10日	2014年7月10日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例
奈良県奈良市	2014年12月25日	2015年4月1日	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	相模原市子どもの権利条例
三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日	みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例
愛知県津島市	2016年3月30日	2016年4月1日	津島市子ども条例
福岡県川崎町	2017年12月14日	2018年4月1日	川崎町子どもの権利条例
東京都西東京市	2018年9月19日	2018年10月1日	西東京市子ども条例
京都府亀岡市	2018年12月15日	2019年4月1日	亀岡市子どもの権利条例
山梨県甲府市	2020年3月30日	2020年3月30日	甲府市子ども未来応援条例
兵庫県尼崎市	2009年12月18日	2009年12月18日	尼崎市子どもの育ち支援条例
	2021年3月8日改正	2021年4月1日	
福岡県那珂川市	2021年3月3日	2021年4月1日	那珂川市子どもの権利条例
東京都江戸川区	2021年6月30日	2021年7月1日	江戸川区子どもの権利条例
岐阜県笠松町	2021年12月22日	2022年3月1日	笠松町子どもの権利に関する条例
新潟県新潟市	2021年12月27日	2022年4月1日	新潟市子ども条例
福岡県田川市	2022年3月24日	2022年4月1日	田川市子どもの権利条例
東京都中野区	2022年3月28日	2022年4月1日	中野区子どもの権利に関する条例
山梨県	2022年3月29日	2022年3月29日	やまなし子ども条例
神奈川県横須賀市	2022年3月29日	2022年7月1日	横須賀市子どもの権利を守る条例
大阪府熊取町	2022年3月30日	2022年4月1日	熊取町子どもの権利に関する条例
埼玉県北本市	2022年3月31日	2022年10月1日	北本市子どもの権利に関する条例

# 子ども(の権利)条例制定自治体一覧(2025年5月時点)

制定自治体	公布日	施行日	名称
静岡県富士市	2022年4月1日	2022年4月1日	富士市子どもの権利条例
愛知県瀬戸市	2022年9月22日	2022年10月1日	瀬戸市子どもの権利条例
富山県南砺市	2022年12月16日	2023年4月1日	南砺市こどもの権利条例
東京都武蔵野市	2023年3月22日	2023年4月1日	武蔵野市子どもの権利条例
青森県むつ市	2024年3月15日	2024年4月1日	むつ市こどもの笑顔まんなか条例
静岡県藤枝市	2024年3月21日	2024年4月1日	藤枝市こども基本条例
東京都北区	2024年3月27日	2024年4月1日	東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例
新潟県	2024年3月29日	2024年4月1日	新潟県こども条例
福岡県糸島市	2024年9月30日	2024年9月30日	糸島市こどもの権利条例
東京都国立市	2024年11月28日	2025年4月1日	国立市子ども基本条例
三重県桑名市	2024年12月5日	2025年4月1日	桑名市こどもの権利条例
埼玉県三芳町	2024年12月13日	2024年12月13日	三芳町子どもの権利に関する条例
北海道石狩市	2024年12月19日	2025年4月1日	石狩市子どもの権利条例
千葉県千葉市	2025年2月28日	2025年4月1日	千葉市こども・若者基本条例
東京都杉並区	2025年3月19日	2025年4月1日	杉並区子どもの権利に関する条例
富山県上市町	2025年3月21日	2025年4月1日	上市町こどもの権利条例
岡山県岡山市	(確認中)	2025年4月1日	岡山市こどもの権利に関する条例
岐阜県本巣市	(確認中)	2025年4月1日	本巣市こどもの権利条例 本巣市こども憲章
滋賀県	2025年3月26日	2025年4月1日	滋賀県子ども基本条例
山梨県韮崎市	(確認中)	2025年4月1日	韮崎市子どもの権利に関する条例

第2章

# 人間としての大切な子どもの権利

川崎の子どもにとって大切な子どもの権利も、大きく7つにまとめたもので、  
この章には子どもの意見がたくざんとはいれられました。  
すべての子どもは、ここに書いてある権利もっています。読んでおきましょう！

## 1 安心して生きること

子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できます。

## 2 ありのままの自分でいること

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。また、ホッとできる場所で楽しんだり、体を休ませたりできます。

## 3 自分を守り、守られること

子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃げたり、相談したりできます。他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされます。

## 4 自分を豊かにし、かづけられること

子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、豊かな成長や自信につながるよう励まされ、かづけられます。

## 5 自分で決めること

子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。

## 6 参加すること

子どもは自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会活動に参加したりすることができます。

## 7 個別の必要に応じて支援を受けること

子どもは、置かれた状況が違って差別を受けることはありません。また、障がいのある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもにあわせて助けられます。



# 世田谷区子ども条例 2002年施行→2025年全面改正

<p>1</p>  <p>いかなる理由でも差別されない権利</p>	<p>2</p>  <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利</p>	<p>3</p>  <p>生きる権利と成長・発達する権利</p>	<p>4</p>  <p>自由に自分の意見や思いを表明する権利</p>	<p>5</p>  <p>自分らしくいられ、個性が尊重される権利</p>	<p>6</p>  <p>公正に評価される権利</p>
<p>7</p>  <p>今も将来も豊かに生きることができる権利</p>	<p>8</p>  <p>自分のやりたいことを追求できる権利</p>	<p>みんなが持っている権利</p> <p>子どもには、人間としての権利だけでなく、成長の途中だからこそ特別に守られる子どもの権利もあるんだよ。</p>	<p>9</p>  <p>思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利</p>	<p>10</p>  <p>自分が知りたい情報を得られる権利</p>	
<p>11</p>  <p>心や身体が疲れたときに休息することができる権利</p>	<p>12</p>  <p>安全で安心して生きることができる権利</p>		<p>13</p>  <p>健康に暮らせる権利</p>	<p>14</p>  <p>生活環境と自然環境が守られる権利</p>	
<p>15</p>  <p>自分で選択して自由に自己決定できる権利</p>	<p>16</p>  <p>自分らしく学び、成長・発達できる権利</p>	<p>17</p>  <p>様々なことに挑戦して失敗できる権利</p>	<p>18</p>  <p>意見や思いを様々な方法で表すことができる権利</p>	<p>19</p>  <p>対話をして協働する権利</p>	<p>20</p>  <p>地域に参画する権利</p>

## 世田谷区子どもの権利条例

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



世田谷区 / 世田谷区教育委員会  
発行：子ども・若者支援課

「子どもの権利条例」に改正する議論がスタート→2025年4月施行

# 大切な子どもたちの権利

01

自分の意見、考え、  
気持ち等を表明し、  
およびそれが  
尊重されること。



02

身体的または  
精神的な暴力を  
受けないこと。



03

家庭の環境、経済的な状況、  
社会的身分、年齢、性別、  
障害の有無、国籍、  
性のあり方等により  
差別をされないこと。



04

安全・安心に  
過ごせること。



05

ゆったりと安心できる  
場所で休めること。



06

プライバシーが  
大事にされること。



07

遊ぶこと。



08

様々な文化、芸術、  
スポーツ等にふれ、  
および親しむこと。



09

くり返し  
挑戦できること。



10

なやんでいること、  
困っていること等を  
相談できること。



11

一人ひとりに応じた  
学ぶ環境が  
確保されること。





## 子ども(の権利)条例の意義

### ○総合的・重層的な子どもの権利保障

- ・「縦割り」「世代割り」を越える
- ・「子育て支援」だけから、「子育て支援」「若者支援」へ  
～乳幼児期、学齢期、社会教育～
- ・庁内の各部署の連携、協働
- ・自治体として「子どもの権利保障」に取り組むことの意味表明

### ○自治体の現状を踏まえる

- ・当該自治体の子どもをめぐる現状
- ・子ども参加、市民参加

### ○「子どもの権利」への理解促進

- ・子どもの権利の広報、普及
- ・子どもの権利学習



## 子ども(の権利)条例の意義

### ○子どもの意見表明・参加

- ・子どもの意見表明のための取り組み～アドボゲーター
- ・子どもの意見・提案への予算措置
- ・個々の「子どもの意見」に耳を傾ける
- ・「意見表明権」は、「意見を話す権利」だけではなく、「聴いてもらう権利」も
- ・参加の制度・仕組み
- ・参加のための支援：宗教、言語、マイノリティ、乳幼児、障がい、外国籍、LGBTQ、虐待・いじめを受けている子ども 等

### ○子どもの居場所

### ○子どもの相談・救済



## これからの課題

- 子どもの意見表明・参加のすすめ方
  - ・現行の仕組みの改善 + 新たな仕組みの構築
    - 例：地域に出向いての子ども公聴会の実施等
  - ・対象／代表者性 etc.
- おとな(国会議員、行政職員)として
  - ・「子どもの声」を聴くことの必要性の理解
  - ・「子どもの声を聴く」スキルの向上、トレーニング etc.
- 子どもに対して
  - ・必要な情報提供
  - ・意見表明、参加を行うトレーニングや機会の創出 etc.

### Cf 「子ども国会」

参議院では、小学5年生～中学3年生世代を対象にした「子ども国会」(参院50周年の1997年、ミレニアムの2020年、震災復興の2012年、参院70周年の2017年、計4回／参加者数や対象学年はその時々で異なる)を実施



## 2：子どもが「声」をあげやすい環境のために

- ・子どもも一人の人間として尊重されているか。
- ・他人の意見や考えを尊重することも重視し、多様性が尊重されているか。
- ・社会の動きについて、子ども時代から関心を持たせることに、学校や家庭、社会が取り組み、子どもも社会を構成する一員として、社会参加することが奨励されているのか。おとな自身も、社会に参加しているのかどうか。
- ・学校教育においては、教員が多様な考えや意見を示すことを心がけているのか。
- ・教員は、自分の考えを押し付けることは一切せず、子ども自身が考える機会創出に腐心しているかどうか。
- ・子ども時代から民主主義やシティズンシップを意識する取り組みを行われているかどうか。



## <参考>

- ・ こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei\\_process/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei_process/index.html)



- ・ こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について(自治体向けQ & A)

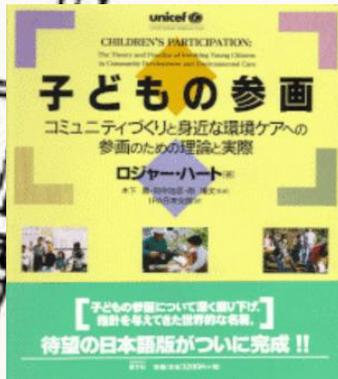
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku\\_suishin/ikenhanei/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/ikenhanei/index.html)



- ・ 多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomonoken-guideline>





# 本日、お伝えしたこと

## 1:子どもの「権利」

### あたりまえのこと

※自分だけではなく他人にも「権利」がある

子どもも「権利主体=主権者=民主主義の担い手」

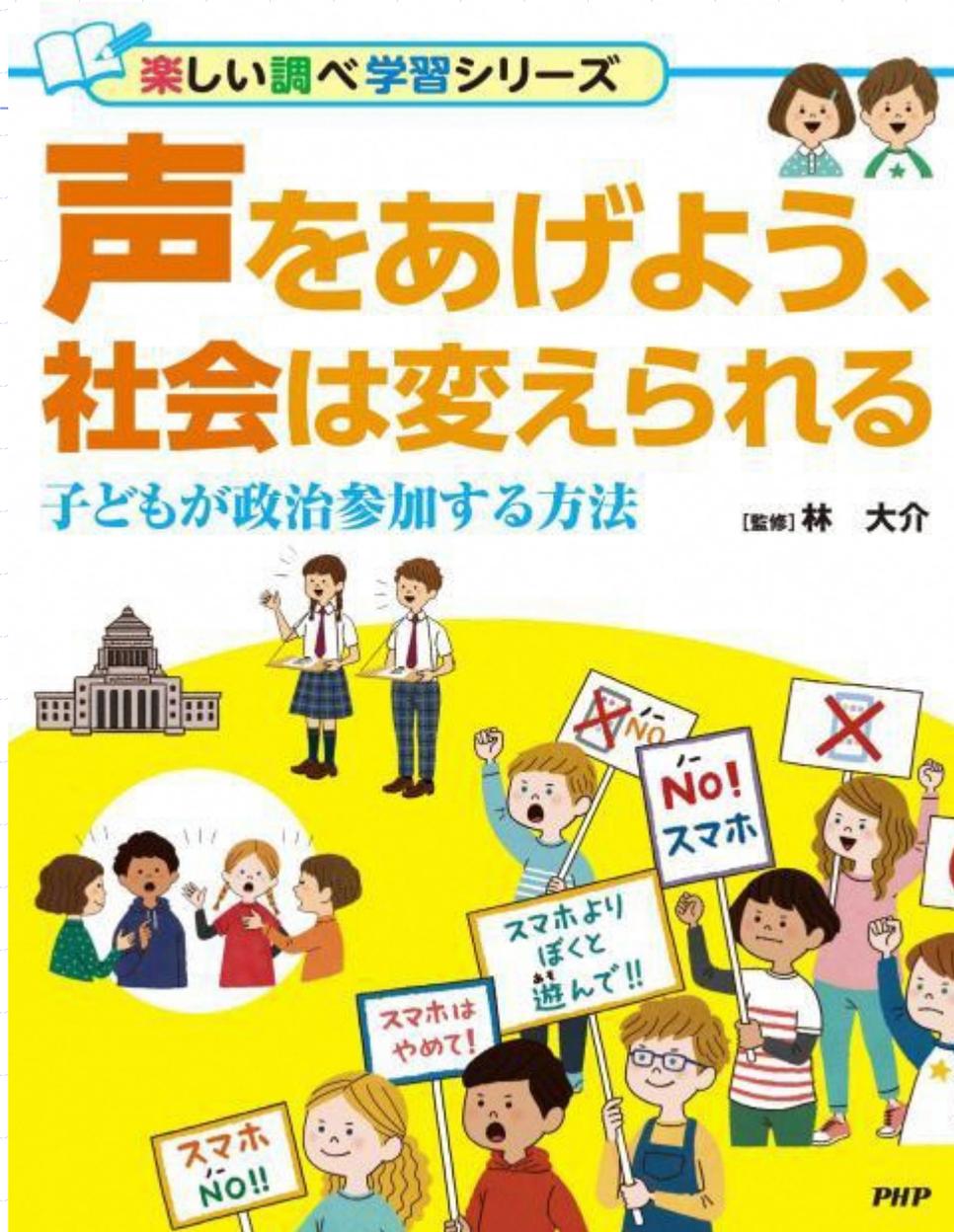
## 2:子どもの「意見」の尊重

0歳のあかちゃんも「意見」を持っている

意見の表し方は様々

安心して「意見・気持ち」を聴いてもらえる環境

が必要



## 声をあげよう、社会は 変えられる—子どもが 政治参加する方法(楽 しい調べ学習シリー ズ) [事典辞典]

林 大介(監修)

PHP研究所

2023年7月出版

アンドレ・ホドリゲス ラリッサ・ヒベロ  
パウラ・デスグアウド ペドロ・マルクン © 木下真穂 ©

# どうぶつ せんきょ

## どうぶつせんきょ (絵本)

アンドレ・ホドリゲ  
ス, ラリッサ・ヒベイ  
ロ, パウラ・デスグア  
ウド, ペドロ・マルクン

木下 真穂 (翻訳)  
林 大介 (監修)

ほるぷ出版

2021年6月出版  
2025年8月2版

ほるぷ出版

ぜひ御覧ください！

# 「18歳選挙権」で 社会はどう変わるか

集英社新書

2016年6月17日発売

778円(税込)



序章 子どもに政治の話はわからないのか  
第一章 「18歳選挙権」制度の経緯と展望  
第二章 主権者教育を阻む「政治的中立性」の壁  
第三章 「模擬選挙」とは何か  
第四章 一八歳“まで”の政治参加  
一社会全体で育む子どもの主権者意識  
終章 政治を変えることは、教育を変え、社会を変えること

★東京大学・慶應義塾大学教授

鈴木 寛氏 推薦！ ★

“問題を解くためのカギは、いつも“未来のおとな”たちが握っている。  
本書は「若者と政治」の関係を考えるうえで、最高の入門書である”

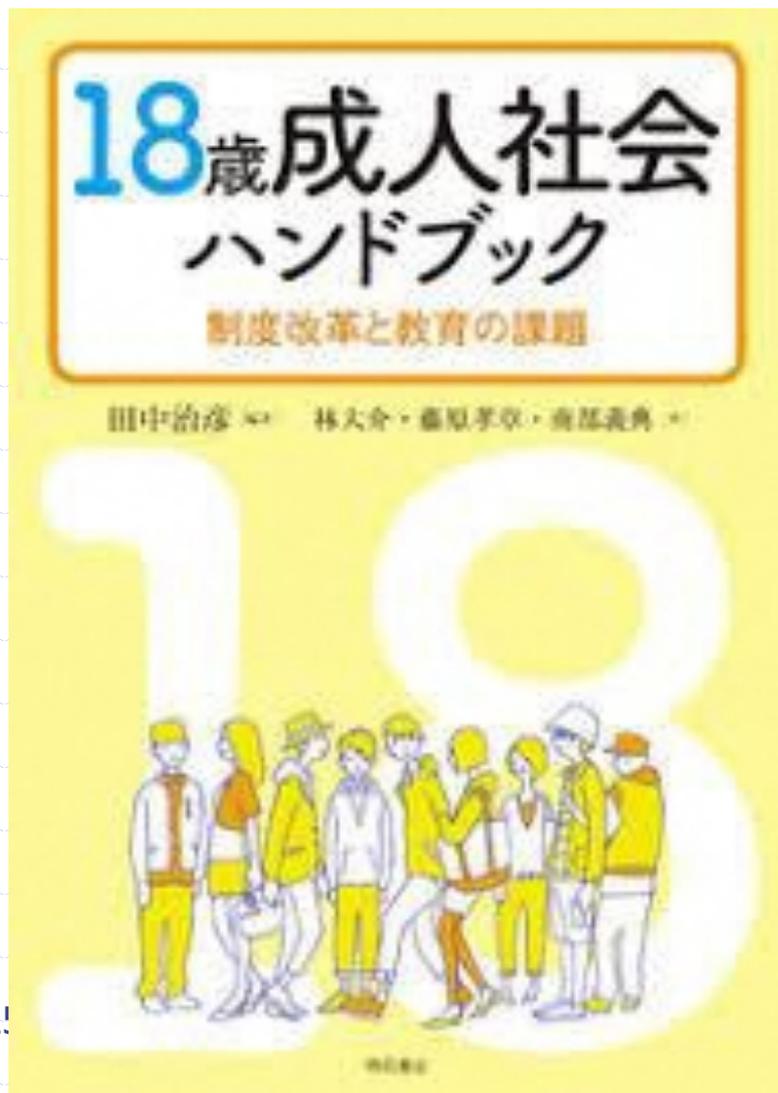
ぜひ御覧ください！

# 18歳成人社会ハンドブック 制度改革と教育の課題

田中治彦、林大介、藤原孝章、南部義典

明石書店 2018年3月発売

2916円(税込)



序章 18歳成人をめぐる諸問題——「大人」とは何か？

第1章 18歳成人問題の歴史

第2章 18歳選挙権に関わる若者の運動

第3章 18歳選挙権と主権者教育

第4章 18歳成人と市民教育の進め方

第5章 大人になるための市民教育

第6章 年齢制度の法体系とその見直し

第7章 国民投票権年齢

第8章 選挙権年齢

第9章 成年年齢

第10章 少年法適用対象年齢

第11章 見直し対象外の年齢

資料1 18歳成人・選挙権に関する参加体験型教材

資料2 成人年齢関係年表

本日はありがとうございました。  
主権者としての子どもの  
社会参加をすすめていきましょう！

林 大介

[dhayashi1976@gmail.com](mailto:dhayashi1976@gmail.com)

<http://www.hayadai.net/>

<http://www.mogisenkyo.com/>

Twitter hayadai1976

Facebook hayadai

